
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 184 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 184 回金融商品専門委員会（2022 年 7 月 25 日開催）で検討をお願いした、貨幣の時間価値の考慮について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（債権の測定（実効金利法による償却原価測定）に関する定めとの関係）

方法 3（実効金利法による償却原価に関する IFRS 第 9 号の測定規定の適用を選択適用とする）を支持する意見

2. 基本的には方法 3 しかないと考える。なお、実務では、実効金利法は、約定利率と実効金利がどの程度違うかも踏まえてさまざまな形で適用されていると考えられる。また、銀行の金利や収益を管理するシステムと引当のシステムは別のシステムになっていることが通常であり、これを合わせるとなると相応の負担がある。そのため、近似値も幅広く認められるという形で運用しないと問題が生じると考える。
3. 今後、分類及び測定に関してより幅広く議論する場合には再度立ち返ることが考えられるが、現段階では方法 3 にせざるを得ないと考える。
4. 利息収益を実効金利で測定する IFRS 任意適用企業には実効金利の適用を認めつつ、利息収益を約定利率で測定する企業には約定利率を適用する形とし、約定利率と実効金利の選択適用を認める方法 3 は現実的な選択肢と考える。
5. 約定利率と実効金利の選択適用を認めたとしても、利息収益と予想信用損失の測定に用いる割引率が整合している限りにおいては、期間損益ベースでは比較可能性に関する問題は実質的には小さいのではないかと考える。

方法 2（実効金利法による償却原価に関する IFRS 第 9 号の測定規定の適用を取り入れる）を支持する意見

6. ステップ 2 では国際的な比較可能性を重視していることから、IFRS 基準に整合する実効金利とする方が良いと考える。

(貨幣の時間価値の考慮について)

7. 貨幣の時間価値の反映が IFRS の原則として重要であるため、日本基準においても採用せざるを得ないのではないか。
8. 現行実務の担保評価の掛目に時間価値が反映されていると整理するのは難しいとも思われ、また、規制上のパラメータをそのまま使えないことから、実際に調整を行うとなると実務負担は大きいと考えられる。実務負担を軽減するために、少なくとも割引率に近似値が使える点については、結論の背景を含めて基準に書き込んだ上で、可能な範囲でガイダンスを設けるなどの実務上の手当を行って頂きたい。
9. ポートフォリオの特性によっては、割引の影響を反映するために必要な調整が重要とならないケースも多いと考えられる。また、これらについて外部から購入したデータを利用する場合は、回収期間の考慮等についても簡便的な反映とせざるを得ない。こうした重要性を考慮した調整手法は IFRS の実務でも認められていると思うが、それが結論の背景等でどう説明され得るのか。また、この点はステップ 2 とステップ 4 の立ち位置に影響を与えると考えられる。
10. 実務上の困難さに関する分析において、IFRS 第 9 号「金融商品」(以下「IFRS 第 9 号」という。)と自己資本比率規制上のガイダンスにおいて用いられる割引率を比較した議論がなされている。分析においてイメージとしては記載するのは良いが、ステップ 2 が先進的自己資本比率の算定を行っている金融機関を前提としているように受け止められる懸念もあるため、基準に記載する場合には配慮頂きたい。
11. 貨幣の時間価値の反映方法に関して、日本基準においては馴染みが薄いことから、IFRS 第 9 号における定めや設例をそのまま取り入れるのみならず、結論の背景や Q&A 等において、本資料に記載されているような時間価値の反映に関する考え方や方法を補足・説明することが有用と考える。
12. ステップ 2 では国際的な比較可能性を重視していることから、IFRS 基準の定めをそのまま取り入れるべきと考える。

以 上